

改定：令和3年8月3日  
改定：令和3年6月7日  
改定：令和3年4月1日  
改定：令和2年12月21日  
改定：令和2年11月12日  
作成：令和2年11月5日

# 豊橋市雇用維持助成金 交付要領

この助成金は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（国）（新型コロナウイルス感染症対策特例措置（緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年9月30日まで）の休業等に限る。））の支給決定を受けた解雇等を行わない中小企業事業主に対し、市独自に助成を行うものです。

※この助成金は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（国）（新型コロナウイルス感染症対策特例措置）ではありません。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での「密集」及び「密接」を防ぐため、申請書類の提出は郵送のみとさせていただきます。

※令和3年9月30日までの休業等を対象とする予定ですが、国の方針によっては対象とする休業等の期間を変更することがあります。

豊橋市産業部商工業振興課（市役所東館10階）

人材サポートグループ

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL：0532-51-2435、2437

FAX：0532-55-9090

## 【助成対象者】

以下の条件を全て満たすもの

1. 雇用保険の適用事業所、労災保険適用事業所、暫定任意適用事業所を市内に有する者であって、その事業所について愛知労働局長から緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年9月30日まで）の休業等にかかる雇用調整助成金等の支給決定通知書を受けたもの  
（※判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合は、業況特例と地域特例を受けている者に限る。）
2. 雇用調整助成金等の助成率が10分の10のもの
3. 休業手当等を国の支給額（日額15,000円）を超えて支払ったもの  
… 詳細は1～2頁に記載の【助成金額】の欄をご確認ください。
4. 国及び他の地方公共団体が行う同種の補助金等の交付を受けていない者
5. 市税の滞納がない者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市税の徴収猶予を受けた者を含む。）

## 【助成金額】

市助成金額の具体的な算定方法は下表のとおりです。国へ提出した雇用調整助成金等の申請書類から転記して算定します。雇用調整助成金等の申請書類の様式は多岐にわたるため、不明な点がありましたら市商工業振興課までお問い合わせください。

### ○ 小規模事業主（常時雇用する労働者が概ね20人以下の事業主）

- ・雇用調整助成金等の申請書類のうち「支給申請書」記載の金額を使って算出します。
- ・市の助成金額を算定する様式が市ホームページにありますのでご利用ください。算定書(1)

区分	市 助成金額 算定方法
雇用調整助成金 (休業に係る部分)	$\frac{\text{休業手当の合計額}}{A} - \frac{\text{助成額}}{B}$ <p>※ AがBを超えない場合、市助成はありません。 ※ 地域特例の場合は「要請等対象施設」の部分のみが対象となります。</p>
緊急雇用安定助成金	$\frac{\text{休業手当の合計額}}{F} - \frac{\text{助成額}}{G}$ <p>※ FがGを超えない場合、市助成はありません。 ※ 地域特例の場合は「要請等対象施設」の部分のみが対象となります。</p>

### ○ 小規模事業主以外の事業主

- ・雇用調整助成金等の申請書類のうち「助成額算定書」記載の金額を使って算出します。
- ・市の助成金額を算定する様式が市ホームページにありますのでご利用ください。算定書(2)

区分	市 助成金額 算定方法
雇用調整助成金 (休業に係る部分)	$\left( \frac{\text{基準賃金額}}{A} - \frac{1 \text{人日あたり助成額単価}}{B} \right) \times \frac{\text{休業延日数}}{D}$ <p>※ Aが15,000円以下の場合、市助成はありません。 ※ 地域特例の場合は「要請等対象施設」の部分のみが対象となります。</p>

緊急雇用安定助成金	$\left( \frac{\text{平均休業手当日額}}{F} - \frac{1 \text{人} 1 \text{日あたり助成額単価}}{G} \right) \times \text{休業延日数} \quad H$		
	※ Fが15,000円以下の場合、市助成はありません。 ※ 地域特例の場合は「要請等対象施設」の部分のみが対象となります。		

なお教育訓練を行った場合は、教育訓練に係る部分の市助成金額の算定方法は下表のとおりとなります。

○ 小規模事業主（常時雇用する労働者が概ね20人以下の事業主）

- ・雇用調整助成金等の申請書類のうち「助成額算定書」記載の金額を使って算出します。
- ・市の助成金額を算定する様式が市ホームページにありますのでご利用ください。 **算定書(3)**

区分	市 助成金額 算定方法		
雇用調整助成金 (教育訓練に係る部分)	$\text{休業手当等の総額} - \left( \frac{\text{助成額}}{B} + \frac{\text{教育訓練にかかる加算額}}{C} \right)$		
	A	B	C
※ AがB+Cを超えない場合、市助成はありません。 ※ 地域特例の場合は「要請等対象施設」の部分のみが対象となります。			

○ 小規模事業主以外の事業主

- ・雇用調整助成金等の申請書類のうち「助成額算定書」記載の金額を使って算出します。
- ・市の助成金額を算定する様式が市ホームページにありますのでご利用ください。 **算定書(4)**

区分	市 助成金額 算定方法			
雇用調整助成金 (教育訓練に係る部分)	$\left( \frac{\text{基準賃金額}}{A} - \left( \frac{1 \text{人日あたり助成額単価}}{B} + \frac{\text{教育訓練に係る加算額}}{C} \right) \right) \times \text{休業等延日数} \quad D$			
	A	B	C	D
※ Aが17,400円以下の場合、市助成はありません。 ※ 地域特例の場合は「要請等対象施設」の部分のみが対象となります。				

【助成上限】

1 事業者 100万円

【申請期限】

雇用調整助成金等の支給決定通知書の送付を受けた日の翌日又は令和2年11月6日のいずれか遅い日から起算して60日以内

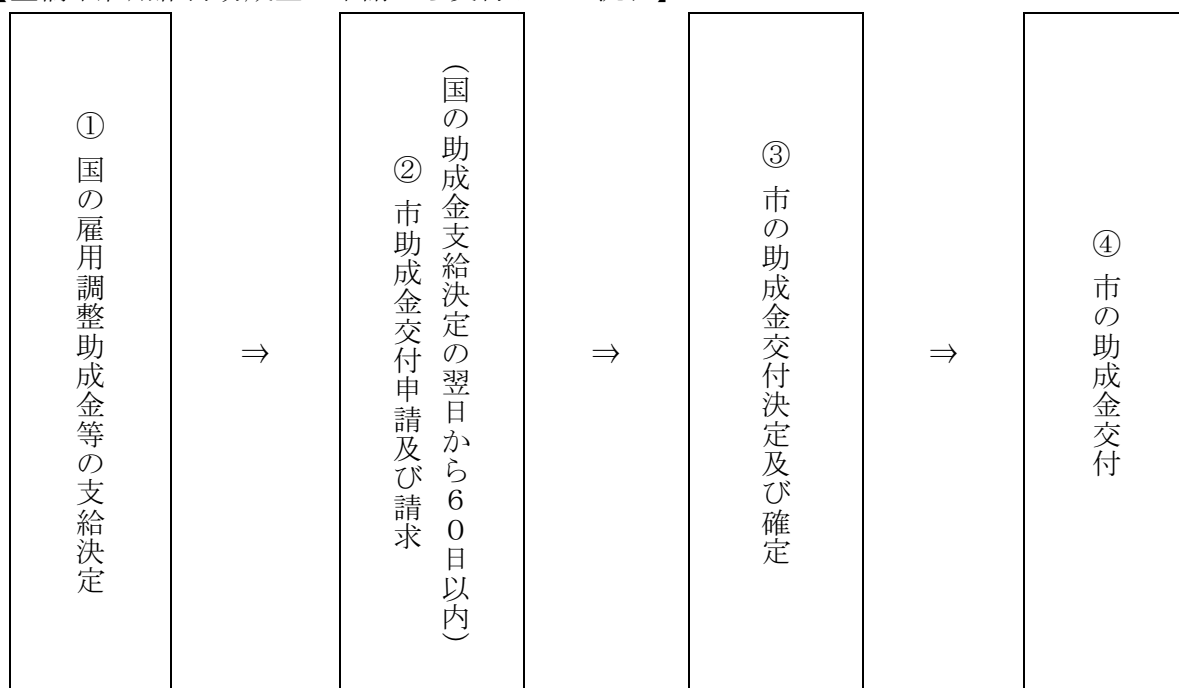
ただし、複数の支給決定通知書の送付を受けた場合には、直近の支給決定通知書の送付を受けた日の翌日又は令和2年11月6日のいずれか遅い日から起算するものとする。

【申請書類】

1. 豊橋市雇用維持助成金交付申請書（様式第1）（★）
2. 実績報告書（様式第2）（★）
3. 豊橋市雇用維持助成金 算定書（★）
4. 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
5. 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し
6. 通帳又はキャッシュカードの写し（振込エラー防止のため）
7. その他市長が必要と認める書類

（★）の書類は、市商工業振興課のホームページでダウンロードできます。

【豊橋市雇用維持助成金の申請から交付までの流れ】



「③ 市の助成金交付決定及び確定」後、市からの案内が届きますので、補助金の請求書を市へ提出してください。請求書提出後、「④ 市の助成金交付」となります。

【市助成金申請・問合せ先】

豊橋市産業部商工業振興課（市役所東館10階）

人材サポートグループ

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL: 0532-51-2435、2437 FAX: 0532-55-9090